四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視等又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

四　不発弾等解撤工室の維持管理状況を、目視等により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

四　不発弾等解撤工室の維持管理状況を、目視により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状況を、目視により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。